

横須賀市立高等学校の入学検定料（受検料）及び入学金の 納付方法について

I 共通選抜（全日制・定時制）

1 「入学検定料（受検料）」の納付について

(1) 納付方法

インターネット出願システムにて、オンライン決済（クレジットカード、コンビニ払い、ペイジーの中から選択）で納付してください。

(ご注意)

- ・オンライン決済で納付の際、別途システム利用料が発生します。
- ・やむを得ずオンライン決済で納付できない場合は、横須賀市立高等学校窓口で現金納付することもできます。その際は、システム利用料はかかりません。
- ・受検料の納付が確認されるまでは、志願先の高等学校に志願情報を提出することができませんので、早めの納付をお願いします。

(2) 納付金額

入学検定料とシステム利用料の合算額を納付してください。

課程	支払い方法	入学検定料	システム 利用料	合計 納付金額
全日制	クレジットカード	2,200円	97円	2,297円
	コンビニ払い／ペイジー	2,200円	220円	2,420円
定時制	クレジットカード	950円	42円	992円
	コンビニ払い／ペイジー	950円	220円	1,170円

(3) 納付期間

令和6年1月24日（水）～1月31日（水）正午

(ご注意)

- ・インターネット出願システムで志願情報申請後、納付が可能になります。
- ・システム上で入学検定料の納付が確認できるまで高等学校への志願ができませんので、お早めに納付をお願いします。

(4) 入学検定料の返還

一度納付された入学検定料は、原則として返還しません。ただし、次のような場合は返還します。(※システム利用料は返還対象外です。)

① 志願情報を横須賀市立高等学校へ提出する前

入学検定料を納付した後、志願情報を横須賀市立高等学校へ提出する前に志願先を変更したことに伴い過払い額が発生した場合や、志願そのものを取りやめた場合(※志願情報を横須賀市立高等学校へ提出した後に志願変更等した場合は、返金しません。)

② 減免決定

入学検定料を納付した後、減免申請書類を提出していた入学検定料について、減免の決定を受けた場合

③ 入学検定料を二重に納付してしまった場合

(申請方法)

- ・還付を申請する場合は、中学校から受け取った「還付申請書」を、募集期間終了日の翌日から10日以内(郵送の場合は当日消印有効)に横須賀市教育委員会事務局学校教育指導課へ提出してください。

(5) 入学検定料の免除

横須賀市では、災害、病気、失業等のため生活困窮している方や生活保護を受けている方、経済的にお困りの方に対して、入学検定料を免除する制度があります。詳しくは、在籍している中学校か横須賀市教育委員会事務局学校教育指導課にお問い合わせください。

(ご注意)

- ・減免の決定を受けるためには、原則、募集期間開始日前日までに減免申請する必要があります。お早めに横須賀市教育委員会事務局学校教育指導課に相談してください。

2 「入学金」の納付について

(1) 納付方法

入学金も入学検定料と同様に、神奈川県公立高等学校入学者選抜インターネット出願システムを利用して納付してください。詳しい納付手続きは、合格発表時にご案内します。

※やむを得ずオンライン決済で納付できない場合は、横須賀市立高等学校窓口で現金納付することもできます。その際は、システム利用料はかかりません。

(2) 納付金額

入学金とシステム利用料の合算額を納付してください。

課程	支払い方法	入学金	システム 利用料	合計 納付金額
全日制	クレジットカード	5,650円	249円	5,899円
	コンビニ払い/ペイジー	5,650円	220円	5,870円
定時制	クレジットカード	2,100円	92円	2,192円
	コンビニ払い/ペイジー	2,100円	220円	2,320円

3 その他注意事項

- ・県立高等学校を受検する場合は、別途、神奈川県が作成している「県立高等学校の受検料・入学料の納付方法について」をお読みください。
- ・横浜市立及び川崎市立高等学校を受検される場合は、在籍する中学校に納付方法をお問い合わせください。
- ・全日制の二次募集を志願する場合は、横須賀市立高等学校窓口で現金納付してください。

Ⅱ 定通分割選抜

1 入学検定料（受検料）の納付について

(1) 納付方法

横須賀市立高等学校の窓口にて、現金で納付してください。

(2) 納付金額

950円

(3) 納付期間

令和6年3月5日（水）～3月6日（木）の募集期間の受付時間

(4) 入学検定料の返還

一度納付された入学検定料は、原則として返還しません。ただし、次のような場合は返還します。

① 減免決定

入学検定料を納付した後、減免申請書類を提出していた入学検定料について、減免の決定を受けた場合

② 入学検定料を二重に納付してしまった場合

(ご注意)

- ・ 還付を申請する場合は、中学校から受け取った「還付申請書」を、募集期間終了日の翌日から10日以内（郵送の場合は当日消印有効）に横須賀市教育委員会事務局学校教育部教育指導課へ提出してください。

(5) 入学検定料の免除

横須賀市では、災害、病気、失業等のため生活困窮している方や生活保護を受けている方、経済的に困りの方に対して、入学検定料を免除する制度があります。詳しくは、在籍している中学校か横須賀市教育委員会事務局学校教育部教育指導課にお問い合わせください。

(ご注意)

- ・ 減免の決定を受けるためには、原則、募集期間開始日前日までに減免申請する必要があります。お早めに横須賀市教育委員会事務局学校教育部教育指導課に相談してください。

(6) その他注意事項

- ・県立高等学校を受検する場合は、別途、神奈川県が作成している「県立高等学校の受検料・入学料の納付方法について」をお読みください。
- ・横浜市立及び川崎市立高等学校を受検される場合は、在籍する中学校に納付方法をお問い合わせください。

2 入学金の納付について

(1) 納付方法

入学金も入学検定料と同様、横須賀市立高等学校の窓口で、現金にて納付してください。詳しい納付手続きは、合格発表時にご案内します。

(2) 納付金額

2,100円

(お問い合わせ先)

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11番地

横須賀市教育委員会事務局学校教育部教育指導課

電話 046-822-8479 (直通)